

坂出市地域防災計画 参考資料

第 1 1 章 特殊災害関係

1 1 - 1 香川地区大量排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6(排出油等の防除に関する協議会)の規定に基づき、香川地区(高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域(以下、同))において、大量の油若しくは有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」という。)という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- 二 その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、器材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長(会計監事2名)及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会計監事は、会員の互選により選出し任期は2年とし、再選を妨げない。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 会計監事は、会計を監査する。
- 6 会員は、高松海上保安部管轄区域内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 7 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、速やかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調査本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上の訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(会計年度)

第14条 この地区協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し、決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第16条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第17条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

- 2 第13条による負担は、5,000円とする。
ただし、国、消防、警察、水難救済会の各機関たる会員は、徴収を免除するものとする。

附則

- 1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第68号)施行の日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。
(昭和61年6月27日一部改正)
(平成7年7月19日一部改正)
(平成8年6月21日一部改正)
(平成19年6月26日一部改正)

構成機関

区分	機関の名称
国の機関	高松海上保安部、小豆島海上保安署、坂出海上保安署 四国運輸局、陸上自衛隊第15即応機動連隊、四国地方整備局高松港湾空港整備事務所
地方公共団体及びその機関	香川県、香川県警察本部 高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町 高松市消防局、丸亀市消防本部、坂出市消防本部、三観広域行政組合消防本部、大川広域消防本部、小豆地区消防本部、多度津町消防本部
公共的団体及び民間企業	水難救済会多度津救難所 香川県漁業協同組合連合会 コスモ石油(株)坂出製油所、三菱ケミカル(株)坂出事業所、 四国電力(株)火力本部坂出發電所、川崎重工業(株)坂出工場、 四国ドック(株)、今治造船(株)丸亀事業本部、 三菱化学物流(株)四国支社、日本栄船(株)坂出支店、 三洋海事(株)坂出支店、深田サルベージ建設(株)四国支店、三九会、 出光興産(株)高松油槽所、EMGマーケティング合同会社高松油槽所、 ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所、若宮産業(株)朝日町山内油槽所

1 1 - 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会会則

(目的)

第1条 備讃海域(水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう、以下同じ。)において大量の油又は有害液体物質の排出事故(油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。)による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会岡山県頭部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会(以下「地区協議会」という。)のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」(以下「連合会」という。)とする。

(業務)

第3条 連合会は次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準(マニュアル)の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長(以下「地区会長」という。)及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれがある海域が、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部(以下「総合調整本部」という。)を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会(以下「他の連合会」という。)の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動要請)

第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。